

令和5年2月6日
生涯学習・地域学校連携課

世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する
条例の一部改正について

1 主旨

厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正を受けて、「世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」を一部改正する必要性が生じたことから、改正する条例を令和5年第1回区議会定例会に提案予定であるので報告する。

2 改正理由 厚生労働省令の改正に伴う一部改正

3 改正内容

(1) (最低基準の向上) 第4条 第1項～第2項

放課後児童健全育成事業の運営事業者に対する設備や運営の最低基準の向上を勧告する規定について、国の基準に則り、事前に児童の保護者その他児童福祉に関わる当事者の意見を聴くこととしている規定から、区が諮問機関として設置する児童福祉審議会の意見を聴くとする規定に改正する。

- ・区は、最低基準を向上させるよう努めるものとする規定の「最低基準を」の次に「常に」を加える。

(2) (最低基準と放課後児童健全育成事業者) 第5条 第1項

放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させなければならないとする規定の「最低基準を超えて、」の次に「、常に」を加える。

(3) (安全計画の策定等) 第7条の2 第1項～第4項【新設】

放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全確保を図るため事業所ごとに当該事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- ・職員に対し安全計画について周知し、研修及び訓練を定期的実施。
- ・利用者の保護者に対し、安全計画に基づく取り組み内容等の周知。
- ・定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

(4) (自動車を運行する場合の所在の確認) 第7条の3【新設】

放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(5) (業務継続計画の策定等) 第13条の2 第1項～第3項【新設】

放課後児童健全育成事業者は、事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制で早期の業務の再開を図ることを目的とした計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- ・職員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

(6) (衛生管理等) 第14条 第2項

放課後児童健全育成事業者は、事業所において感染症若しくは食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないとする規定から、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならないとする規定に改正する。

4 施行日

- (1) (2) 公布の日
 (3) (4) (5) (6) 令和5年4月1日

5 今後のスケジュール(予定)

- 令和5年2月7日 福祉保健常任委員会報告
 令和5年2月 令和5年第1回区議会定例会に議案提案